

## 4042 日オーストラリア経済連携協定における関税の撤廃及び引き下げの概要

日オーストラリア経済連携協定では、両国間の往復貿易額の約 95%（日本からの輸出額の約 99%、オーストラリアからの輸入額の約 94%）についてこの協定の発効から 10 年以内に関税が撤廃されます。

### I. 農林水産品分野について

#### 1. 日本の主な譲許内容

コメ：関税撤廃等の対象から除外

小麦：食糧用：将来の見直し

飼料用：食糧用への横流れ防止措置を講じた上で民間貿易に移行し無税化

牛肉：冷凍：段階的に18年目に19.5%まで削減（現行税率38.5%）

冷蔵：段階的に15年目に23.5%まで削減（現行税率38.5%）

※輸入量が一定量を超えた場合に関税率を引き上げるセーフガードを導入

乳製品：脱脂粉乳，バター：将来の見直し

プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズ：関税割当（枠数量を20年間かけて4,000トンから20,000トンに拡大/枠内は無税・国産品の使用を条件）

砂糖：一般粗糖，精製糖：将来の見直し

高糖度粗糖：精製用について無税とし，調整金は糖度に応じた水準に設定

ボトルワイン：7年間で関税撤廃

#### 2. オーストラリアの主な譲許内容

全ての品目につき即時関税が撤廃されます。

### II. 鉱工業品分野について

#### 1. 日本の主な譲許内容

ほぼ全ての品目につき即時～10年間で関税が撤廃されます。

#### 2. オーストラリアの主な譲許内容

大部分の品目につき即時関税が撤廃されます。

- ・自動車：完成車輸出額の約 75%が即時関税撤廃、残る完成車も 3 年目での関税撤廃
- ・自動車部品：即時を含む主に 3 年目以内での関税撤廃
- ・鉄鋼：即時又は 5 年目での関税撤廃
- ・一般機械、電気電子機械（いずれも自動車部品を除く）：即時関税撤廃